

各県立学校長 様

高等学校課長  
特別支援教育課長  
保健体育課長

### 新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起について

本県においては、これまで新規感染者が確認されていない状況が続いていましたが、本日（7 月 13 日）、県内で 75 人目となる感染者が中央西福祉保健所管内で確認されました。

全国的には、連日、数百人単位の感染者が確認されるとともに、学校における感染例も報告されています。

このことをうけ、県立学校においては、改めて感染拡大防止の取組を徹底していただくとともに、学校関係者に感染者が確認された場合や、臨時休業となる場合の判断基準等について、これまでの以下の通知を確認し、万全の備えをお願いします。

なお、県体、高等学校総合文化祭などについては、感染状況に応じて出席者や規模の変更があることをご留意ください。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症対策について

「学校の新しい生活様式」（文部科学省 6 月 16 日付け Ver.2）の行動基準を踏まえ、感染予防及び健康管理の徹底を図ること。（資料 1）

また、学校の登下校等においても、人が密集する場所でのマスクの着用など指導を徹底すること。

#### 2 風邪等の症状のある児童生徒及び教職員への対応の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱等の症状がある児童生徒及び教職員は、症状がなくなるまで、自宅で休養すること。（資料 2、資料 3）

#### 3 学校で感染者が発生した場合の初動体制について

学校関係者等に感染者が確認された場合は、フロー図やチェックリストを参考に、速やかに対応すること。

○児童生徒に感染者が発生した場合（資料 4）

○教職員に感染者が発生した場合（資料 5）

#### 4 学びの継続に向けた家庭学習の対応について

学校が臨時休業等になった場合に備え、各校において児童生徒等が家庭等で継続的に教育を受けることができる教材の準備や体制を早急に構築すること。（資料 6）

#### 5 部活動について

部活動については、感染防止対策を徹底したうえで、体調の悪い生徒については、大会や練習に参加させないこと。また、県外遠征や合宿などについては、県内外の感染状況をしっかりと把握したうえで、実施等の判断を行うこと。（資料 7）

## 6 添付文書

資料1 令和2年6月17日付け事務連絡

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式～」の改訂について」

資料2 令和2年3月30日付け元高保体第852号

「県立学校等において教育活動再開後に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の出席停止や臨時休業の措置について」

資料3 令和2年4月6日付け2高教福第24号

「新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止に係る休暇、在宅勤務の取扱い等について（通知）」の一部改正について

資料4 令和2年4月13日付け2高保体第25号

「県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」

資料5 令和2年4月20日付け2高教福第69号

「新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合の対応等について」

資料6 令和2年5月20日付け2高高学第473号

「県立学校における学校再開について」

資料7 令和2年5月29日付け2高保体第238号

「県立学校における臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方について」

【担当】高知県教育委員会事務局

高等学校課 山中、岩河 (088-821-4907)

特別支援教育課 濱口、吉井 (088-821-4741)

保健体育課 小谷、中内 (088-821-4900)